

南伊勢町告示第46号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、平成20年7月9日南伊勢町宿浦614番地 奥村 勉 氏から提出された住民監査請求について監査を行ったので、その結果を同条第3項の規定により公表する。

平成20年8月28日

南伊勢町代表監査委員 岡井 永光

南伊勢町監査委員 中山 盛

住民監査請求の監査結果について

平成20年7月10日受理した住民監査請求について、下記により監査を実施したので地方自治法第242条第4項の規定に基づき、その結果を通知します。

記

1. 請求の受理

本請求は所要の法定要件を具備しているものと認め、平成20年7月10日これを受理した。

2. 請求の内容

南伊勢町（旧南勢町）は、平成6年度から課長職10年以上の経験を有する者に対して、7級（現5級）であるところ、8級（現6級）に職務級を超えて支給しており、地方公務員法第24条1項、同条3項、同条6項及び第25条1項の規定を、極めて逸脱し適正を欠く取り扱いであり、議会質問から、2年が経過するというに未だこの者らに対し、不当利得返還の請求権行使を怠っているのは違法、不当である。

よって、町長に対し、平成6年度から平成19年度までの本町が被った損害額を確定し、請求権を行使するよう勧告せよ。

3. 監査対象部局

総務課

4. 関係職員調査等

総務課職員より条例等による聞き取り調査。

5. 監査結果

請求人の主張は認められないので、本件請求は棄却する。以下、その理由について述べる。

(1) 事実確認

- ① 課長職10年以上の者を含む、行政職の職員は、南勢町職員の給与に関する条例（現南伊勢町職員の給与に関する条例）に基づき定められた、南勢町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（現南伊勢町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則）第3条級別標準職務（別表第1級別標準職務表）により、行政職給料表が適用されている。
- ② 級別標準職務表による8級（現6級）の職務は、平成3年度までは「参事」、平成4年度から「参事兼課長」、平成9年度から「参事、課長及びこれらと同等の職務」。7級（現5級）の職務が、「課長」となっている。
- ③ 平成6年度から「参事兼課長」への基準として、内規で課長職10年以上の者と規定され、その後、平成9年度からの8級（現6級）の「課長」への基準として運用されてきた。
- ④ 平成20年4月1日からの組織・機構の改革により、関係条例、規則が改正され、現在は6級（旧8級）の職務は「統括」となっており、内規は廃止されている。

(2) 監査委員の判断

- ① 請求人は、7級（現5級）が課長の職務級であり、8級への昇給は、地方公務員法第24条1項「職務給の原則」に違反していると主張しているが、いわゆる「わたり」と呼ばれるもので、「わたり」については、運用上、若干問題があるとしても、違法、不当とする確証は得られない。また、同条3項の「均衡の原則」にも違反しているとの主張であるが、人事委員会勧告後の国及び他の地方公共団体に準拠し、実施されており、違法性は認められない。
- ② 地方自治法第24条6項、同法第25条1項の「給与条例主義」に違反しているとの主張に対しては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は、それぞれ条例に定められており、なんら違法性はない。

以上の結果、本請求は棄却する。